

学研高山地区第2工区地権者の会 令和4年度総会 議案書

- 第1号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 令和4年度活動計画について
- 第2号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 役員を選任について
- 第3号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 会則の改正について

開催日時：令和4年7月9日

開催場所：生駒市北コミュニティセンターISTA はばたき

1階 小ホール

第 1 号議案

学研高山地区第 2 工区地権者の会 令和 4 年度活動計画について

学研高山地区第 2 工区地権者の会の令和 4 年度活動計画について、別紙
のとおり定めたいので承認を求めます。

学研高山地区第2工区地権者の会 令和4年度活動計画（案）

活動内容（会則第6条） 具体的な取り組み	
・地権者意向の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○マスタープラン概要版を配布し、地権者の事業に対する理解を深める。 ○個別地区まちづくり協議会の設立に向け、対象となる地権者へ意向把握を行う。
・まちづくりに関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ○事業アドバイザーから意見・提案をいただきつつ、事業展開・個別地区の設定に向けた検討を行う。 ○地権者に事業への理解を深めていただくため、地権者の会だよりなど活用し、区画整理事業に対する勉強会等を行う。
・まちづくりに関する連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度地権者の会総会及び役員会の開催。 ○事業アドバイザーと連携し個別地区まちづくり協議会の設立に向けた意見交換を行う。 ○全体地権者の会と個別地区地権者の会との連携に努める。
・まちづくりに関する広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜、地権者の会だよりの発行・配布を行う。 ○地権者の会ホームページを活用し、地権者の意識醸成に努める。 ○地権者の会だよりの配布に合わせ、地権者の会への加入促進を行う。

学研高山地区第2工区地権者の会会則(抜粋)

(目的)

第2条 本会は、地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地権者意向の把握
- (2) まちづくりに関する調査・研究
- (3) まちづくりに関する連絡・調整
- (4) まちづくりに関する広報及び啓発
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

<令和4年度 年間スケジュール (案) >

4月

<第20回役員会>

- ・事業アドバイザー募集の報告について
- ・役員の変更について

6月

<第21回役員会>

- ・事業アドバイザー提案概要説明
- ・令和4年度総会の開催について

〃

令和4年度総会議案書の送付

〃

事業アドバイザーへのアンケート及びヒアリング

7月

令和4年度地権者の会総会

- ・令和3年度活動報告
- ・議案「令和4年度活動計画について」
- ・議案「役員を選任について」
- ・報告案件「マスタープランの策定について」

〃

<第22回役員会>

〃

事業アドバイザーとの意見交換

- ・個別地区の設定に向けた検討

8月

マスタープランの周知（広報いこまち掲載）

10月

<第23回役員会>

〃

個別地区まちづくり協議会設立に向けた準備

〃

個別地区地権者を対象とした意向把握

1月

<第24回役員会>

3月

個別地区まちづくり協議会設立

- ・地権者の会だよりの発行・配布、加入促進、及びホームページの更新については適宜行う。

第 2 号議案

役員を選任について

学研高山地区第 2 工区地権者の会の役員を選任について、学研高山地区第 2 工区地権者の会会則第 1 1 条第 2 項第 3 号の規定により、別紙のとおり承認を求めます。

学研高山地区第2工区地権者の会 役員(案)

(順不同、敬称略)

名 前	役 職
有山正彦	役員
稲垣武司	役員
岩前剛充	役員
岩松佑治 (代理:岩松信子)	役員
逢阪 充	役員
大谷俊夫	役員
奥田庄作	役員
久保左元	役員
久保國子 (代理:久保昌城)	役員
久保幸作	役員
白川久一	役員
滝本康司	役員
田中 彰	役員
吉川愛子 (代理:谷口隆一)	役員
中田忠彦	役員
中田建彦	役員
西井久之	役員
古川武良	役員
古川佳昌	役員
松山治幸	役員
村田卓司	役員
森田起一	役員
山岡正美	役員
山本利昭	役員
吉岡照子 (代理:吉岡正純)	役員
上武建設株式会社	役員
生駒市	役員

27名

第3号議案

会則の改正について

学研高山地区第2工区地権者の会の会則について、学研高山地区第2工区地権者の会会則第11条第2項第2号の規定により、別紙のとおり改正したいので承認を求めます。

<改正案>

学研高山地区第2工区地権者の会会則

(名称)

第1条 本会は、学研高山地区第2工区地権者の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、別添図に示す学研高山地区第2工区の区域とする。

(会員資格)

第4条 本会の会員資格は、学研高山地区第2工区内に土地の所有権又は借地権を有する者とする。

(議決権)

第5条 会員は各1個の議決権を有する。

(活動内容)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地権者意向の把握
- (2)まちづくりに関する調査・研究
- (3)まちづくりに関する連絡・調整
- (4)まちづくりに関する広報及び啓発
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 4名以内
- (3)運営委員 25名以内

2 役員は本会会員の中から互選により選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。

4 会長及び副会長は役員の中から互選により選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)役員は第6条に定める活動の遂行にあたる。
- (2)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。
- (4)副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副会長の互選により定める。

(役員報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は会長が招集する。
- 3 総会及び役員会の議長は会長が行う。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めるとき又は会員の1/3以上から請求があったとき会長が招集するものとする。

- 2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)活動方針の決定及び変更
 - (2)会則の制定及び変更
 - (3)役員を選任
 - (4)解散に関する事
 - (5)その他本会の運営に関する重要な案件
- 3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会)

第12条 役員会は第7条の役員で組織する。

- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)総会開催に必要となる関係図書の作成等に関する事
 - (2)第6条に掲げる活動に関する事
 - (3)第11条第2項に掲げる事項以外の事項
- 3 役員会は、過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。
- 5 第6条に掲げる活動を遂行するため必要に応じて部会を設置するときは、役員会で協議し

定める。

(活動年度)

第13条 本会の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の設立年は設立の日からその年度の3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務局は生駒市拠点形成課学研推進室に置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、役員会で協議し定める。

附 則

この会則は、総会の議決を経て本会の設立(平成30年11月17日)から施行する。ただし、第7条、第8条、第10条、第11条及び第14条の改正規則は、令和4年度総会の議決を経て令和4年7月9日から施行する。

学研高山地区第2工区地権者の会会則(令和4年7月)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">○学研高山地区第2工区地権者の会会則 平成30年11月17日</p> <p>(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 (1) <u>運営委員 32名以内</u></p> <p>2 役員は本会会員の中から互選により選任する。 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。</p> <p>(役員の仕事) 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。 (1) <u>運営委員は第6条に定める活動の遂行にあたる。</u></p> <p>(会議) 第10条 会議は総会及び役員会とする。 2 総会 <u>は役員会が招集する。</u> 3 <u>役員会は事務局が招集する。</u> 4 <u>総会の議長は運営委員の中から互選により選出する。</u> 5 <u>役員会の議長は運営委員の中から互選により選出する。</u></p>	<p style="text-align: center;">○学研高山地区第2工区地権者の会会則 令和4年7月9日</p> <p>(役員) 第7条 本会に次の役員を置く。 (1) <u>会長 1名</u> (2) <u>副会長 4名以内</u> (3) <u>運営委員 25名以内</u></p> <p>2 役員は本会会員の中から互選により選任する。 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。 4 <u>会長及び副会長は役員の中から互選により選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。</u></p> <p>(役員の仕事) 第8条 役員の仕事は次のとおりとする。 (1) <u>役員は第6条に定める活動の遂行にあたる。</u> (2) <u>会長は本会を代表し、会務を総括する。</u> (3) <u>副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときはその仕事を代行する。</u> (4) <u>副会長の代理の順序は、あらかじめ会長がこれを定める。ただし、定めがない場合は、副会長の互選により定める。</u></p> <p>(会議) 第10条 会議は総会及び役員会とする。 2 総会 <u>及び役員会は会長が招集する。</u> 3 <u>総会及び役員会の議長は会長が行う。</u> 4 <u>削除</u> 5 <u>削除</u></p>

(総会)

第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めるとき又は会員の1/3以上から請求があったとき招集するものとする。

2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

(1)活動方針の決定及び変更

(2)会則の制定及び変更

(3)役員を選任

(4)解散に関する事

(5)その他本会の運営に関する重要な案件

3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は生駒市都市計画課学研推進室に置く。

附 則

この会則は、総会の議決を経て本会の設立(平成30年11月17日)から施行する。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めるとき又は会員の1/3以上から請求があったとき会長が招集するものとする。

2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

(1)活動方針の決定及び変更

(2)会則の制定及び変更

(3)役員を選任

(4)解散に関する事

(5)その他本会の運営に関する重要な案件

3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は生駒市拠点形成課学研推進室に置く。

附 則

この会則は、総会の議決を経て本会の設立(平成30年11月17日)から施行する。ただし、第7条、第8条、第10条、第11条及び第14条の改正規則は、令和4年度総会の議決を経て令和4年7月9日から施行する。